デジタル超音波探傷器 製造・販売取扱関係者各位

> (一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

非破壊試験技術者資格試験におけるデジタル超音波探傷器の持込み機種登録申請のご案内

非破壊試験技術者資格試験UT1,UT2の実技試験において、ポータブル型デジタル超音波探傷器(以下、探傷器)に限り、持込み使用を認めることに致しました。持込み受験実施に当たり、試験の公平性確保並びに試験実施上の制約のため、一定の条件(登録申請要領に記載)を満足する探傷器に限定します。このため、事前に探傷器を審査し、持込み条件を満足する機種を『持込み機種』として登録・公表します。『持込み機種』として登録・公表します。『持込み機種』として事前に登録・公表された探傷器以外は、持込条件を満足することが明らかであっても、持込み受験を認めることは出来ません。

つきましては、別紙要領により「持込み機種登録申請」の受付を開始致しますので、要領に記載された条件 を満足する探傷器を製造・販売している関係各位には、是非とも登録申請していただきますようお願い申し上げ ます。

なお, 持込み条件は, 今後の検討により若干の変更が生じる場合があることを申し添えます。この件に関する お問合せは, 下記申請先にお願いします。

また、今回の申請は 2021 年春期再認証試験から持込み使用できる探傷器の登録を対象としているため、下記の通り受付期間を限定しています。その後も申請を受け付けますが、登録及び公表時期は、申請後の確認審査終了後となります。

申請要領をご確認の上,登録申請をご検討頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 申請書受付締切 2019 年 12 月 13 日 (金)

2. 申請先

(一社) 日本非破壊検査協会 認証業務課 (担当:畑山)

〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10 階

TEL: 03-5609-4014 / FAX: 03-5609-4062

E-mail: mochikomi2019@jsndi.or.jp

3. 別紙資料

「デジタル超音波探傷器 持込み機種 登録申請要領」 「デジタル超音波探傷器 持込み機種 登録申請書」

4. 探傷器の確認審査

今回の探傷器の確認審査は、申請者同席の上で実施する予定です。 探傷器の搬入・審査日については、申請者と個別に調整させていただきます。

5. 審査結果の通知

2020年2月末を予定